

忠岡町文化会館における登録クラブに関する要綱（全部改正案）

（目的）

第1条 この要綱は、社会教育法第20条に基づく、公民館における活動団体の登録について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「登録クラブ」とは社会教育法第20条に基づき、忠岡町文化会館（以下「文化会館」という。）と密接な連携を保ち、学習活動により、知識技術の習得を目指すだけでなく、その成果を地域へ還元するとともに、活動を通じて仲間づくりと地域社会に奉仕する精神を育み、もって地域の連携意識を高めることを目標として活動する団体であり、教育委員会の許可を必要とする。

（登録）

第3条 クラブの登録をしようとする者は、文化会館長（以下「館長」と言う。）に次の各号に掲げる書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- （1） 登録申請書（様式第1号）
- （2） 会員名簿（様式第2号）
- （3） クラブ活動日程表（様式第3号）

（登録許可の要件）

第4条 前条の書類の提出を受けた館長は、文化会館の効率的運用をはかるため、一般使用申込者に配慮しつつ関係書類を審査し、3カ月の試行期間（既存クラブを除く）を設けたうえで次の各号のすべてに該当するときは、文化会館のクラブとして許可するものとする。

- （1） 活動内容等が条例の規定に抵触しないこと。
- （2） クラブの名称・代表者・会計係が明確に記載され、かつ、同一人でないこと。
- （3） 自主的・民主的に運営され、活動がすべて公開されており、入会を広く受け入れること。
- （4） クラブ相互の連携と円滑な運営を図るために忠岡町文化協会（以下「文化協会」という。）に積極的に協力すること。
- （5） 町内在住者及び在勤者を主たる構成員（50%以上）とし、原則として6名以上の会員を有し、概ね会員の60%以上が毎回出席し、円滑な活動が見込めること。
- （6） 年間の活動計画が明確にされ、継続的に活動が見込めること。
- （7） 各クラブが規定する会費等は、必要最低範囲内であるとともに、世間一般常識を超

えないこと。

- (8) 各クラブが招へいする講師等への謝礼は、原則として当館が主催する講師謝礼に準ずる金額であること。
- (9) 各クラブの講師等はクラブの代表者及び役員を兼ねることはできない。
- (10) 子ども（幼児～中学生以下）が主たる構成員となる場合は、その保護者も会員となり、クラブの運営やその他、文化会館との連絡調整などを担うものとする。
- (11) クラブの名称に特定の流派を冠していないこと

(文化協会への加入と部会長の選出)

第5条 登録クラブは文化協会と連携し円滑な運営を図るために、文化協会事業に積極的に協力しなければならない。

2 登録クラブの代表者で形成する各部会から選出された1名の長は、文化協会に入会しなければならない。文化協会に入会した部会長は文化協会の専門委員となる。ただし、その選出は各部会の総意で選出されなければならない。また専門委員は文化協会と各登録クラブ代表者との連絡調整に努めるものとする。

3 文化協会会員の任期については2年とし、欠員が生じた場合は、補欠選出を行い残任期間とする。

(遵守事項)

第6条 登録クラブは次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 専ら営利を目的とする事業を行わない、又は営利事業を援助しないこと。
- (2) 特定の政党の利害に関する事業を行わない、又は公私の選挙に関し特定の候補者を支援しないこと。
- (3) 特定の宗教を支持しない、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持しないこと。
- (4) 個人の教室化、または私物化した活動を行わないこと。
- (5) 部屋を使用した後は、原状回復し、備品等は決まった場所に片づけること。
- (6) 申請した目的以外の使用や、使用の権利を第三者に譲渡しないこと。
- (7) 登録内容に変更があった場合は、速やかに文化会館クラブ登録内容変更届書（様式第5号）を館長まで届け出ること。
- (8) 登録クラブは創意工夫をこらした活動を行うこと。
- (9) 文化会館及び文化協会が実施する事業等に積極的に参加・協力し、その資質の向上に努めること。
- (10) 年間最低1回以上地域住民に向けて、活動内容を反映した体験会、発表会、公開講座若しくは地域に依頼された活動等を実施すること。またその活動内容については文化会館登録クラブ活動報告書（様式第4号）を作成し、年度末に館長に報告すること。
- (11) クラブ員は建物、備品等は大事に扱い自主的に清掃や整理整頓に努めること。

(登録の効果)

第7条 登録クラブは、提出した活動計画書の活動日時に施設を使用することができる。ただし活動日時は週1回（第5週目は除く）、3時間以内とし活動計画書に基づき公民館等の事業に支障のない範囲で、許可されるものとする。ただし、第5週目の使用又は通常のクラブ活動以外で使用する場合は、忠岡町公民館使用許可申請書（「忠岡町公民館条例施行規則第4条第1項様式第1号」）を館長に提出し許可を得なければならない。その際の使用料については、忠岡町公民館条例別表の定めるところにより、申請した時間分の使用料を納付しなければならない。

2 登録クラブは、活動日の施設使用については忠岡町公民館使用許可申請書及び忠岡町文化会館減免申請書の提出を省略することが出来る。

3 登録クラブは、文化会館主催講座の実施、その他公的行事等で実施される場合においては、使用日時の調整を行わなければならない。

(登録期間)

第8条 登録クラブの登録期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。但し、年度途中に登録した場合の期間は、当該年度内とする。

2 継続して活動しようとする場合は、あらためて第3条に基づく登録申請を行い登録しなければならない。

3 登録期間の途中において休部または登録を廃止しようとする場合は、文化会館クラブ廃部・休部届（様式第6号）を提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第9条 教育委員会は登録クラブが条例、規則又はこの要綱に違反したと認められるとき、また、活動団体としてふさわしくないと判断した場合は登録の取消をすることができる。

(その他)

第10条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。